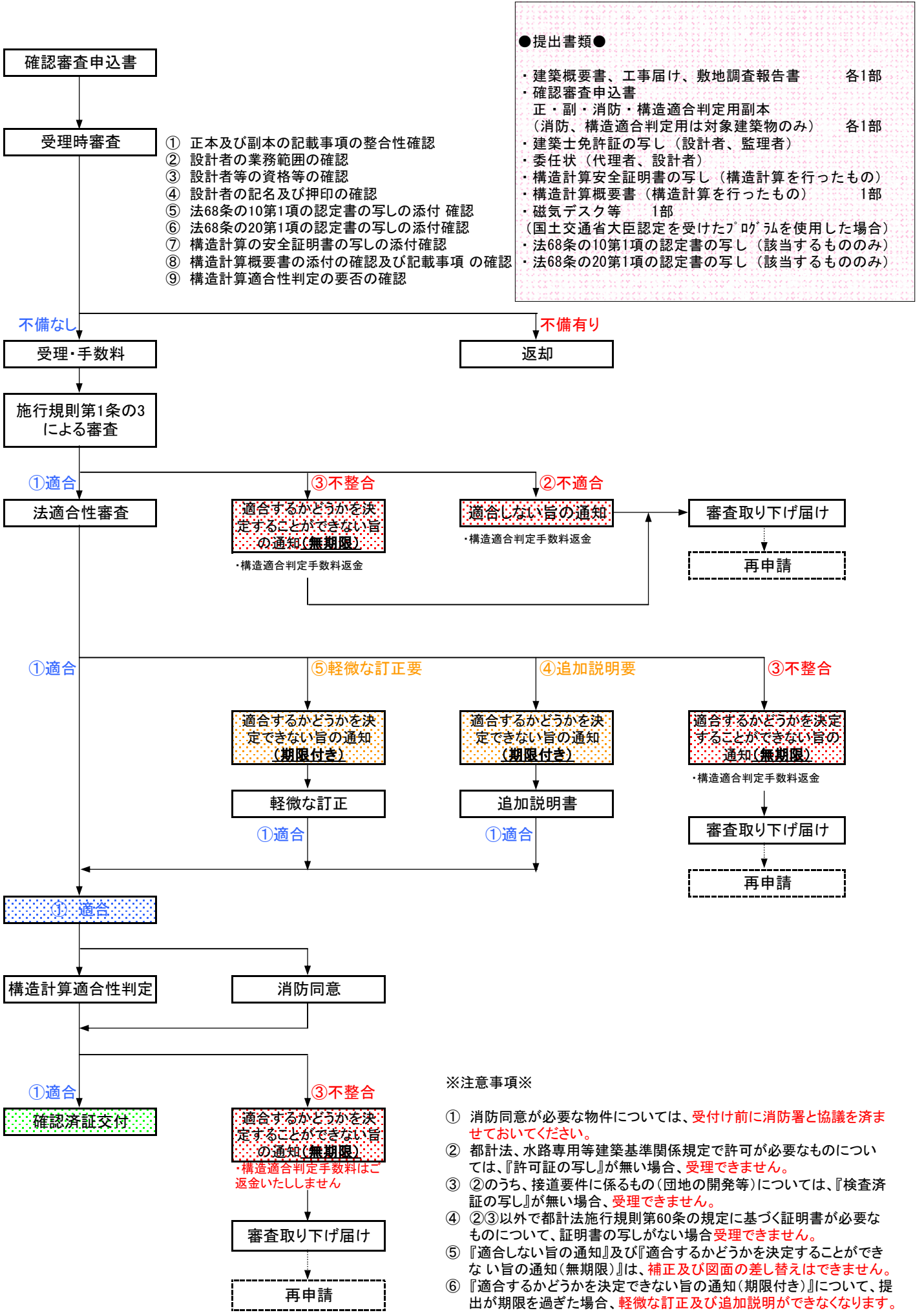


確 認 申 請 手 続 きの 流 れ



- 提出書類●
- ・ 建築概要書、工事届け、敷地調査報告書 各1部
 - ・ 確認審査申込書 各1部
 - 正・副・消防・構造適合判定用副本 (対象建築物のみ)
 - ・ 建築士免許証の写し(設計者、監理者)
 - ・ 委任状(代理者、設計者)
 - ・ 構造計算安全証明書の写し(構造計算を行ったもの)
 - ・ 構造計算概要書(構造計算を行ったもの) 1部
 - ・ 磁気ディスク等 1部 (国土交通省大臣認定を受けたプログラムを使用した場合)
 - ・ 法68条の10第1項の認定書の写し(該当するもののみ)
 - ・ 法68条の20第1項の認定書の写し(該当するもののみ)

- ① 正本及び副本の記載事項の整合性確認
- ② 設計者の業務範囲の確認
- ③ 設計者等の資格等の確認
- ④ 設計者の記名及び押印の確認
- ⑤ 法68条の10第1項の認定書の写しの添付確認
- ⑥ 法68条の20第1項の認定書の写しの添付確認
- ⑦ 構造計算の安全証明書の写しの添付確認
- ⑧ 構造計算概要書の添付の確認及び記載事項の確認
- ⑨ 構造計算適合性判定の要否の確認

※注意事項※

- ① 消防同意が必要な物件については、**受け付け前に消防署と協議を済ませておいてください。**
- ② 都計法、水路専用等建築基準関係規定で許可が必要なものについては、『許可証の写し』が無い場合、**受理できません。**
- ③ ②のうち、接道要件に係るもの(団地の開発等)については、『検査済証の写し』が無い場合、**受理できません。**
- ④ ②③以外で都計法施行規則第60条の規定に基づく証明書が必要なものについて、証明書の写しがない場合**受理できません。**
- ⑤ 『適合しない旨の通知』及び『適合するかどうかを決定できない旨の通知(無期限)』は、**補正及び図面の差し替えはできません。**
- ⑥ 『適合するかどうかを決定できない旨の通知(期限付き)』について、提出が期限を過ぎた場合、**軽微な訂正及び追加説明ができなくなります。**